

議案第105号

山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

山陽小野田市長 白井博文

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

山陽地区都市公園他施設（厚狭川河畔寝太郎公園、厚狭駅南緑地、物見山公園、糸根公園、石山公園、常盤公園、殿町公園、寝太郎公園、厚陽公園、浜崎公園、厚陽団地公園、西善寺公園、緑ヶ原児童公園、西側児童公園、大沖田児童公園、中市児童公園、天満町児童公園、石丸児童公園、萩原児童公園、大河内児童公園、山野井児童公園、梶児童公園、さくら公園、ねたろうの里公園及び松南公園）

2 指定管理者となる団体の名称

公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで